

刑事訴訟法 (配点 40 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

H市内の住宅において、現金5万円が窃盗される事件が発生した(以下「本件窃盗事件」という)。捜査の結果、本件窃盗事件の被疑者として、甲男(25歳)がH警察署警察官Kらに逮捕された。その後の取調べにおいて、甲は、本件窃盗事件の窃盗の事実を一貫して否認した。本件窃盗事件の捜査中、甲が、本件窃盗事件での逮捕の半年前に、同市内で2件の車上ねらいに及んだ事実が発覚し、その被害品は、腕時計や財布、小銭など合計金額約8万円であることが判明した。

本件窃盗事件の被害者は著名人であり、マスコミに注目されながら約1年間未解決であったことから、Kらは、甲の自白を得て早期解決を果たしたいと考え、本件窃盗事件の取調べにおいて、甲に対し、「本件窃盗事件について、正直に自分がやったと話せば、2件の車上ねらいについては送検しないでやろう。それぞれの被害者には、私の方から、被害額も多くないし丸く収めるように説得してやる。」などと申し向けた。甲は、本件窃盗事件よりも、車上ねらいの方が合計の被害額が大きく、それら全てが起訴されれば罪が重くなると思い、Kらに対し、本件窃盗事件の犯人は自分であると自白した。

甲は、本件窃盗事件で公判請求され、検察官Pは、第1回公判期日において、上記甲の自白を基に作成した自白調書の証拠調べを請求し、甲の弁護人Bは、これを不同意とした。なお、2件の車上ねらいについては、約束通り、Kらは、検察官への事件送致をしなかった。

【設問】

事例中の甲の自白調書について、証拠能力が認められるか検討しなさい。(但し、伝聞法則の問題は検討しなくてもよい。)

以上